

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和8年8月6日（木） 午前8時57分から 午前9時49分
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者の職・氏名	【出席者】 松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、金子市民環境部長、赤澤福祉部長、小野澤健康部長、玄順こども部長、山崎都市建設部長、塩味審議監兼まちづくり推進課長、稲葉会計管理者、田中上下水道部長、森田議会事務局長、関口学校教育部次長兼教育総務課長、堀川生涯学習部長、奥山監査委員事務局長 （担当課1、2） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、荻原同課長補佐、石崎同課政策企画係長 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、西澤同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	1 令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） 2 令和9年度行政組織機構改革（案） 3 令和8年第3回朝霞市議会定例会提出議案
会議資料	（議題1） ・【資料1－1】令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）（概要） ・【資料1－2】令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書 （議題2） ・【資料2】令和9年度行政組織機構改革（案）について

会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（石崎政策企画課政策企画係長）

令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）について説明する。

資料1－1の「令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）（概要）」及び資料1－2の「令和8年度（2026年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）」を参照されたい。資料1－1をもとに説明するので、必要に応じて資料1－2を確認されたい。

本報告書の構成は、Ⅰとして行政評価の概要、Ⅱとして行政評価結果、Ⅲとして行政評価結果の活用と制度の改善について記載している。

次に、令和7年度行政評価の結果について説明する。

（1）行政評価の概要は、報告書5ページに記載している。

令和3年度から開始された第5次朝霞市総合計画後期基本計画の中柱にあたる79の施策全てについて、各所管課で評価を実施した。

評価の一覧は報告書案の27ページから28ページに掲載しているので、後ほど確認されたい。

評価方法は施策ごとに、後期計画終了時の目標に対する進捗度と必要性の2項目について評価を行っている。

各評価は1から4の4段階で行い、数字が大きいほど進捗が良く、必要性が高い評価である。

（2）施策の分析は、報告書の5ページから6ページに掲載している。79の全ての施策について傾向分析を行った。

①施策の進捗度は、79施策のうち76施策が3の「おおむね順調」の評価で、3施策が2の「やや遅れている」の評価である。

②施策の必要性は、79施策のうち19施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、60施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価である。

③施策の進捗度と必要性についてクロス分析を行ったところ、「進捗度が2、必要性が3」の施策が3施策あった。

次のページを参照されたい。

まず、総合計画コード113の「消防体制の充実」については、災害発生時に消防団が円滑に活動できるよう施設の維持管理を行っていることに加え、彩霞祭や出初式等において団員募集を行った結果、一定数の入団はあったが退団する者も多いため、成果指標である消防団定員に対する充足率について進捗がやや遅れているとの評価であった。

次に、121の「防犯のまちづくりの推進」については、防犯パトロールカーの定期的な運行や朝霞警察署と連携し、振り込め詐欺防止のための啓発物の街頭配布等を実施した結果、犯罪認知件数は減少したものの目標件数には到達しなかったため、進捗がやや遅れているとの評価であった。

最後に、223の「幼児期等の教育・保育の充実」については、新たに小規模保育施設を増設し、放課後子ども教室の開始や民間放課後児童クラブの定員増員により、保育園

の待機児童数や放課後児童クラブの入所保留者数は減少傾向にあるが、依然として待機児童が存在するため、進捗がやや遅れているとの評価であった。

④政策分野のまとめとしては、総合計画において6つに区分された政策分野について、その大柱ごとの進捗度をグラフで示すとともに、成果や課題を記載している。

これは施策評価シートをもとに所管課・所管部が内容を作成したものである。

以上が令和7年度の行政評価結果の概要である。

なお、報告書のその他の内容として、25ページには行政評価結果の活用と改善について記載し、26から30ページには参考資料として行政評価実施要綱、施策一覧、施策評価シートの様式を掲載している。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

政策調整会議においては特に質疑等はなく、原案のとおり庁議に付議することとなった。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する

【議題】

2 令和9年度行政組織機構改革（案）

【説明】

(荻原政策企画課長補佐)

それでは資料2をもとに、議題(2)令和9年度行政組織機構改革(案)について説明する。1ページを参照されたい。

項目の1、行政組織機構改革の目的である。今回の行政組織機構改革の主な内容は、「急務となっている公共施設の再編やさらなるDX推進体制の充実へ対応するため、組織体制を構築するものである。」となる。

「2行政組織機構改革の概要」を参照されたい。

令和9年度の行政組織機構改革の実施内容は3点ある。

1点目は、現在政策企画課内に設置しているファシリティマネジメント推進室を課に変更し体制を拡大すること。

2点目は、デジタル推進課を総務部から市長公室に移管し、1係に統合すること。

3点目は、ねんりんピック室の廃止である。

次の2ページ目に参考として比較表を掲載しているので参照されたい。

1ページ目に戻り、各実施内容の概要を説明する。

まず1点目、ファシリティマネジメント推進室をファシリティマネジメント推進課へ変更する件である。

公共施設の老朽化が進む中、施設の安全性・利便性の確保および効率的な運用のためには、計画的かつ組織的な対応が急務となっている。

特に、施設の再編や統合といった大規模施策を推進するためには、従来の室単位の体制では対応が困難な状況である。これらの課題を踏まえ、推進室を課に格上げし、専門性と実行力を高め、迅速かつ効果的な施設管理・運営を実現していく。これにより、市民や利用者に安全で快適な施設環境を提供し、持続可能な公共施設の整備に取り組む体制を整える。人員体制は、課長1名、課長補佐兼係長1名、計画推進係員2名を予定している。

2 点目、デジタル推進課を総務部から市長公室に移管し、現状の 2 係を 1 係に統合する件である。

市長公室に位置付けることで、各部局へ主導的にDXを推進する体制を整備し、政策とデジタル実装を一体的に整備する環境を構築する。

また、係を超えて対応すべき複雑な課題が増加しており、係統合により情報共有先が広がり、属人化を緩和する。人員体制は、課長 1 名、課長補佐 1 名、デジタル推進係員 7 名を予定している。

3 点目、ねんりんピック室の廃止である。令和 8 年度での事業終了に伴い廃止する。

以上の改編は、「3 関係例規の改正」に記載されているとおり、部室設置条例、事務分掌規則及び事務決裁規程の改正により実施する。

また、関係条例や規則等の改正も順次行う予定である。要綱、要領等は所管課に変更手続きを行うよう通知する予定である。

最後に「4 今後のスケジュール」であるが、8 月 6 日の庁議に諮ったのち、1 2 月の令和 8 年第 4 回市議会に部室設置条例及びレイアウト等の変更に要する経費の補正予算を議案提出し、3 月の令和 9 年第 1 回市議会に関係条例の議案提出を行う予定である。

その後、3 月に広報等で市民への周知を行い、4 月から新たな組織機構による業務を開始する。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

政策調整会議においては、質疑が 1 点あった。

「前回の行政組織機構及び職員定員管理検討委員会の結果、財政課に関する提案は継続審議となった。この提案は機構改革を伴わず事務の移管のみであるため、『行政組織機構改革案』の資料にこの内容を記載しなくてもよいのではないか。」との質問に対して、「機構改革を伴わない事務の移管は基本的に当委員会には諮らないが、今回は他に機構改革の議題があり、また複数部署に関わる内容であることから併せて意見をいただいた。今後は通常の事務移管として引き続き調整する。」との回答があり、原案のとおり庁議に付議することとなった。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する

【議題】

3 令和 8 年第 3 回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(濱総務部長)

議案第 30 号、令和 7 年度(2025 年度)朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。

令和 7 年度の決算額は、歳入が 572 億 3,870 万 9,244 円、歳出が 555 億 4,478 万 8,066 円で、歳入歳出差引残額は 16 億 9,392 万 1,178 円である。

この残額から継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を差し引いた翌年度繰越額は 15 億 7,512 万 3,178 円である。

以下、歳入歳出の概要を述べる。

まず歳入であるが、市税は 259 億 1,362 万 5,270 円で、歳入総額の 45.3

パーセントを占めている。

株式等譲渡所得割交付金は4億3,102万9,000円、地方消費税交付金は35億8,317万7,000円である。

地方交付税は普通交付税6億8,019万7,000円、特別交付税1億5,710万2,000円が交付されている。

分担金及び負担金は保育園入園児童保護者負担金などで6億153万1,669円、使用料及び手数料は自転車等駐車場使用料や道路占用料などで7億6,329万6,278円である。

国庫支出金は生活保護費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金のほか障害者自立支援給付費負担金などで131億3,710万1,847円である。

県支出金は子どものための教育・保育給付費負担金や障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等負担金のほか児童手当負担金などで41億9,088万3,672円である。

繰入金は財政調整基金や介護保険特別会計の繰入金などで9億583万1,237円である。

繰越金は前年度からの繰越事業に係る分を含めて18億7,531万6,928円である。

諸収入は学校給食費受入金や資源ごみ売払代金のほか障害者自立支援給付費負担金精算交付金などで20億2,627万8,098円である。

市債は道路用地購入事業債、駅東通線整備事業債、橋梁改修事業債など34件で16億1,890万円の借入れである。

以上が歳入の主なものである。

次に歳出であるが、議会費は会議録調製等委託料などで2億7,269万4,746円を支出し、総務費は財政調整基金積立金や定額減税不足額給付金、標準準拠システム移行・構築委託料などで71億469万7,621円を支出している。

民生費は子どものための教育・保育給付負担金や介護給付・訓練等給付費負担金、生活保護費のほか児童手当などで306億2,307万9,413円を支出している。

衛生費は朝霞和光資源循環組合負担金や各種個別予防接種委託料のほか可燃ごみ収集運搬委託料などで42億6,389万7,468円を支出している。

労働費は就職支援相談業務委託料などで141万1,978円を支出し、農林水産業費は市民農園管理委託料などで6,752万3,540円を支出している。

商工費はキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料や産業文化センター指定管理料などで2億8,843万6,592円を支出している。

土木費は下水道事業会計負担金や道路用地購入費、橋梁改修工事費負担金のほか自転車駐車場等指定管理料などで36億4,876万2,804円を支出している。

消防費は朝霞地区一部事務組合消防負担金などで16億5,407万8,450円を支出している。

教育費は学校の給食賄材料費のほか第十小学校大規模改修工事などで47億8,333万8,930円を支出している。

公債費は28億3,629万6,235円を支出している。

以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

(小野澤健康部長)

議案第31号、令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について説明する。

令和7年度の決算額は、歳入が107億7,356万380円となり、歳出は107億1,452万9,257円で、歳入歳出差引残額は5,903万1,123円である。

次に歳入の概要について説明する。

国民健康保険税は、26億9,012万4,979円である。

県支出金は、保険給付費等交付金で67億236万1,111円、繰入金は、一般会計繰入金などで12億5,136万4円、繰越金は、その他繰越金で8,467万7,037円である。

次に歳出の概要について説明する。

保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、65億6,569万8,730円である。

国民健康保険事業費納付金は、34億8,826万6,204円を支出している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで1億2,610万2,344円であり、基金積立金は、財政調整基金積立金などで4億3,315万60円である。

諸支出金は、償還金などで5,406万9,712円である。

国民健康保険の令和7年度末における加入者の状況であるが、世帯数は、1万5,101世帯、被保険者数は、2万608人であり、前年度と比較すると、世帯数は229世帯減で、被保険者数は593人減である。

(小野澤健康部長)

議案第32号、令和7年度(2025年度)朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

令和7年度の決算額は、歳入が103億2,918万2,227円、歳出が95億9,010万8,820円であり、歳入歳出差引残額は7億3,907万3,407円である。

次に歳入の概要を説明する。

65歳以上の第1号被保険者分として22億8,695万9,087円である。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで、20億2,901万4,897円、支払基金交付金は、介護給付費交付金などで24億7,279万9,000円である。

県支出金は、介護給付費負担金などで14億1,922万4,414円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、15億5,926万7,125円である。

次に歳出の概要を説明する。

総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで1億5,615万4,932円である。

保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、83億6,466万5,293円である。

地域支援事業費は、一般介護予防事業や、包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで5億738万1,883円である。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで2億1,042万2,521円である。

令和7年度末における第1号被保険者数は2万8,937人で、前年比1.03パーセントの増加である。要介護、要支援認定者数は5,724人となり、前年比4.72パーセントの増加である。

(小野澤健康部長)

議案第33号、令和7年度(2025年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明する。

令和7年度の決算額は、歳入が18億5,737万9円、歳出は18億4,538万3,956円で、歳入歳出差引残額は1,198万6,053円である。

次に歳入の概要について説明する。

後期高齢者医療保険料は、15億7,330万8,426円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で2億7,523万3,666円、繰越金は、前年度繰越金で208万8,385円である。

次に歳出の概要について説明する。

総務費は、一般管理事務費と徴収事業で1,865万7,879円、後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付事業で18億2,253万5,292円、諸支出金は、保険料還付事業などで419万785円を支出している。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

令和7年度末における被保険者数の状況であるが、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によれば1万6,094人となり、前年度比で343人、2.18パーセントの増加である。

(田中上下水道部長)

議案第34号、令和7年度(2025年度)朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

水道業務の状況であるが、令和7年度末の給水戸数は7万1,840戸で、普及率は100パーセントである。

年間総給水量は、1,590万6,700立方メートルで、このうち県水受水量は1,076万4,180立方メートルであり、受水率は67.7パーセントである。

また、年間総有収水量は、1,459万860立方メートルである。

次に、令和7年度の決算の概要を申し上げる。

まず、収益的収入及び支出についてである。

収益的収入は28億1,585万3,076円で、主なものは収入総額の81.2パーセントを占める水道料金のほか、水道利用加入金などである。

収益的支出は、23億4,636万8,804円で、主なものは県水受水費のほか、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費などである。

収益的収支の差引金額は、4億6,948万4,272円である。

次に、資本的収入及び支出についてである。

資本的収入は5億9,257万5,407円で、主なものは企業債である。

資本的支出は13億7,670万3,167円で、主なものは、建設改良費で、県道朝霞・蕨線配水本管布設替工事のほか、水道施設耐震化事業、老朽管更新及び水圧不足改善事業などである。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する8億9,512万7,760円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんした。

次に、剰余金の処分についてである。

当年度末処分利益剰余金のうち、3億9,406万5,794円を資本金へ組み入れ、減債積立金に1億9,268万8,000円、建設改良積立金に1億9,268万7,713円を積み立てる案とした。

(田中上下水道部長)

議案第35号、令和7年度(2025年度)朝霞市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

初めに、業務の状況であるが、令和7年度末の汚水処理戸数は6万9,926戸で、年間汚水処理水量は1,672万166立方メートル、年間総有収水量は、1,489万2,063立方メートルである。

次に、令和7年度の決算の概要を申し上げる。

まず、収益的収入及び支出についてである。

収益的収入は22億227万8,805円で、主なものは収入総額の46.9パーセントを占める下水道使用料のほか、一般会計から繰り入れる雨水処理負担金である。

収益的支出は18億9,200万4,362円で、主なものは職員人件費のほか、委託料、修繕費、荒川右岸流域下水道維持管理負担金、減価償却費などである。

収益的収支の差引金額は3億1,027万4,443円である。

次に、資本的収入及び支出についてである。

資本的収入は12億1,047万9,500円で、主なものは、企業債、国庫補助金などである。

資本的支出は16億4,812万1,174円で、主なものは建設改良費で、市道36号線他下水工事などの汚水整備事業のほか、大字溝沼地内ポンプ場建設工事などの雨水整備事業である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億3,764万1,674円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんした。

次に、剰余金の処分についてである。

当年度未処分利益剰余金のうち、1億5,182万2,591円を資本金へ組み入れ、減債積立金に1億1,384万4,000円、建設改良積立金に1億1,384万4,857円を積み立てる案とした。

(濱総務部長)

議案第36号、令和8年度(2026年度)朝霞市一般会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7億5,208万円の増額で、これを含めた累計額は572億2,194万4,000円である。

歳入歳出の概要のうち、歳入について説明する。

地方交付税は、普通交付税の算定結果に伴い、1億5,413万3,000円増額した。

使用料及び手数料は、駐車場使用料を減額することにより、460万2,000円減額した。

国庫支出金は、国民年金事務費交付金等を増額する一方、社会資本整備総合交付金などを減額することにより2億5,050万円減額した。

県支出金は、新たに生活のしづらさなどに関する調査委託金を計上するほか、新規就農総合支援事業費補助金を増額する一方、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金などを減額することにより5億4,533万7,000円減額した。

財産収入は、駅前広場駐車場貸付料を増額することにより1,215万2,000円増額した。

寄附金は、新たに民生費寄附金を計上するほか、総務費寄附金を増額することにより、1億547万8,000円増額した。

繰入金は、令和7年度決算に伴い、介護保険特別会計などの精算金を繰り入れるほか、公共施設マネジメント基金繰入金を増額することにより、1億5,470万7,000円増額した。

繰越金は、令和7年度決算に伴い、前年度繰越金を11億2,512万3,000円増

額した。

諸収入は、国・県支出金過年度収入や各種施設の指定管理料精算金を計上することにより2億9,242万6,000円増額した。

市債は、道路改良事業債などを増額する一方、庁舎施設改修事業債などを減額することにより2億9,150万円減額した。

次に歳出についてである。

総務費は、庁舎施設改修工事などを減額する一方、新たに庁内ネットワーク無線化構築委託料を計上するほか、コミュニティセンターの施設改修工事などの増額や、財政調整基金、公共施設マネジメント基金などへ積み立てることなどにより9億19万2,000円増額した。

民生費は、新たに生活のしづらさなどに関する調査員等報酬や生活保護費負担金返還金などを計上するほか、国民年金の制度改正に伴う電算システム改造委託料などを増額した一方、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金などを減額することにより4億1,175万2,000円減額した。

衛生費は、新たにゼロカーボン39アクション啓発に係る印刷製本費や講師謝金などを計上することにより37万7,000円増額した。

農林水産業費は、新規就農者育成補助金を増額することにより15万円増額した。

商工費は、商工会補助金について、流用していた予算を復元することにより320万3,000円増額した。

土木費は、新たに北朝霞駅西口ロータリー改修工事に伴う劣化状況調査委託料などを計上するほか、除草及び街路樹剪定委託料などを増額することにより6,864万5,000円増額した。

教育費は、中央公園野球場の劣化状況調査委託料などを減額する一方、新たに柊塚古墳歴史広場用地購入費などを計上するほか、小学校屋内運動場照明LED化に係る体育施設整備工事などを増額することにより1億9,126万5,000円増額した。

第2表、継続費補正は、コミュニティセンター施設改修事業など3事業の総額及び年割額を変更するほか、市庁舎長寿命化改修事業など3事業を廃止するものである。

第3表、繰越明許費は、庁舎トイレ改修事業など3事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第4表、債務負担行為補正は、放課後児童クラブの指定管理料など4事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため設定するものである。

第5表、地方債補正は、庁舎施設改修事業など10件の地方債について、借入限度額の変更を行うほか、総合福祉センター施設改修事業など2事業について廃止するものである。

(小野澤健康部長)

議案第37号、令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,903万1,000円の増額で、これを含めた累計額は108億994万7,000円である。

初めに歳入の概要について説明する。

繰越金は、前年度決算額の確定により2,903万1,000円増額した。

次に歳出の概要について説明する。

基金積立金は、この補正予算における歳入歳出の差し引き額を財政調整基金に積み立てるものであり、2,903万1,000円を増額した。

(小野澤健康部長)

議案第38号、令和8年度(2026年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7億4,471万9,000円の増額で、これを含めた累計額は104億6,331万4,000円である。

初めに歳入について説明する。

繰越金は、前年度決算額の確定により7億3,907万2,000円増額した。

諸収入は、令和7年度地域支援事業交付金について追加交付を受ける見込みとなったことから564万7,000円増額した。

次に歳出の概要について説明する。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を2億5,487万2,000円増額した。

諸支出金は、前年度決算の確定に伴う国、県、支払基金への返還金及び一般会計繰出金で、4億8,984万7,000円増額した。

(小野澤健康部長)

議案第39号、令和8年度(2026年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,198万5,000円の増額で、これを含めた累計額は21億760万5,000円である。

初めに歳入の概要について説明する。

繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として1,198万5,000円を増額した。

次に歳出の概要について説明する。

後期高齢者医療広域連合納付金は、令和7年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、196万1,000円、諸支出金は、一般会計繰出金として、1,002万4,000円をそれぞれ増額した。

(金子市民環境部長)

議案第40号、朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例である。

主な改正内容は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード等と個人番号カードが一体化した特定在留カード等が交付されることから、キオスク端末機においても当該カード等を用いた印鑑登録証明書交付を行えるよう、所要の改正を行うものである。

なお、この改正は、公布の日から施行するものである。

(濱総務部長)

議案第41号 朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

主な改正内容は、個人市民税において、特定暗号資産取引に係る課税について法律の規定の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

また、固定資産税においては、家屋に係る免税点について法律の改正にあわせて基準額の引上げを行うものである。

なお、これらの改正のうち、個人市民税に係る改正は令和9年1月1日、令和10年1月1日及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から、固定資産税に係る改正は令和9年4月1日から施行するものである。

(赤澤福祉部長)

議案第４２号、朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例である。

本議案は、令和８年第１回定例会において議決された一部改正条例について、追加で改正する部分が生じたことから、施行前の一部改正条例の一部を改正するものである。

改正内容については、民間事業者の参入等により、地域の支援体制が整ったことから、就労移行支援に関する業務を指定管理業務から削除するものである。

なお、この改正は、公布の日から施行するものである。

(山崎都市建設部長)

議案第４３号、指定管理者の指定についてである。

朝霞台駅南口地下自転車駐車場など１０か所の自転車等駐車場の管理に関し、指定管理者として株式会社日本環境ビルテックを指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、本案を提出するものである。

(玄順こども部長)

議案第４４号、指定管理者の指定についてである。

朝霞市本町放課後児童クラブ、朝霞市栄町放課後児童クラブ、朝霞市泉水放課後児童クラブの管理に関し、指定管理者として株式会社クオリスを指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、本案を提出するものである。

(濱総務部長)

議案第４５号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてである。

朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、釜井順子氏の任期が令和８年１２月３１日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦したく、ここに提案する次第である。

釜井氏の経歴については、経歴書を添付しているので御参照いただきたいが、令和６年１月から人権擁護委員として御活躍中であり、次期の任期についても引き続きお願いしたいと考えている。

釜井氏は、人格、識見ともに高く、人権の擁護に関し深い理解と経験を有し、人権擁護委員として最適の方であると確信している。

(山崎都市建設部長)

議案第４６号、工事請負契約の締結についてである。

工事名は、北朝霞駅西口ロータリー改修工事である。

工事の概要は、北朝霞駅周辺エリアのウォークブル推進と公共空間利活用による人々が集まる場への転換を図るため、北朝霞駅西口ロータリーを広場に改修するものである。

入札の経過は、７月２９日に入札参加要件を定めた一般競争入札を実施し、３者が応札し、その結果、株式会社林土木関東支店が、税抜き３億７２００万円で落札した。

については、株式会社林土木関東支店と請負契約を締結したく、提案した次第である。

(関口学校教育部次長兼教育総務課長)

議案第４７号 財産の取得についてである。

取得する財産は、朝霞市立小中学校学習者用コンピュータ等である。

概要は、学習者用タブレット型コンピュータを１０，７８０台、ケース一体型キーボードを１０，７８０台、管理ソフトウェアを１０，７８０台分購入するものである。

契約金額は、税抜き６億６，２９７万円である。

契約方法は随意契約で、契約の相手方は、株式会社ライオン事務器である。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する

【閉会】